

答 申 書

令和4年（2022年）3月18日

横須賀市情報公開審査会

(令和3年度第1号諮問事案)

横情審第30号

令和4年(2022年)3月18日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市情報公開審査会

委員長 三 浦 大 介

公文書の部分公開決定に関する審査請求について(答申)

令和3年5月24日付け横消総第23号をもって諮問された公文書の部分公開決定に関する審査請求について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長が、空き家適正管理指導物件リスト、空き家所有者・管理者向け相談会案内通知送付先リスト、空き家一覧表及び横須賀市の雑草等の調査指導実施状況記録表につき、その一部を非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、横須賀市情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、令和2年12月28日付けで横須賀市長に対して、市で保有している空き家の住居表示等の情報及び直近の雑草等の調査指導実施状況記録表について、公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 横須賀市長は、本件請求に係る公文書として、空き家適正管理指導物件リスト、空き家所有者・管理者向け相談会案内通知送付先リスト、空き家一覧表及び横須賀市の雑草等の調査指導実施状況記録表(以下「本件対象文書」という。)を特定した。
- (3) 横須賀市長は、条例第11条第4項の規定に基づき、令和3年1月6日付けで審査請求人に対して、本件対象文書に係る諾否決定期間を延長する旨通知した。
- (4) 横須賀市長(都市部まちなみ景観課)(以下「実施機関1」という。)は、令和3年2月9日付け横都ま第〇〇号により、審査請求人に対して、空き家適正管理指導物件リストにつき、条例第7条第5号に該当する部分として、物件所在地(丁目、住所、地番及び家屋番号)を、また、条例第7条第1号に該当する部分とし

て、直近の具体的指導状況及び特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条各号に基づく措置状況）を非公開とし、及び空き家所有者・管理者向け相談会案内通知送付先リストにつき、条例第7条第5号に該当する部分として、物件所在地（丁目及び番地）を、また、条例第7条第1号に該当する部分として、送付者氏名、所有者人数、郵便番号、送付先住所及び備考を非公開とし、残りの部分について公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行った。

(5) 横須賀市長（消防局予防課）（以下「実施機関2」という。）は、令和3年2月9日付け横消予第〇〇号により、審査請求人に対して、空き家一覧表につき、条例第7条第5号に該当する部分として、所在地に関して町名以外の部分（丁目及び番地又は地番）を、また、条例第7条第1号に該当する部分として、個人の住所、氏名、連絡先等の個人識別情報を非公開とし、及び横須賀市の雑草等の調査指導実施状況記録表につき、条例第7条第1号に該当する部分として、個人の住所、氏名、連絡先等の個人識別情報を非公開とし、残りの部分について公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

(6) 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、令和3年2月25日付けで、実施機関1及び実施機関2に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

(7) 審査庁（横須賀市長（都市部都市計画課及び消防局総務課）をいう。以下同じ。）は、令和3年3月10日付けで、審査請求人に対して行政不服審査法第39条の規定に基づき、(6)に示した2件の審査請求に係る審理手続を併合することとした旨を通知した。

(8) 審査庁は、令和3年5月24日付けで、条例第17条第1項に基づき横須賀市情報公開審査会に諮問した。また、同日付けで、条例第17条第2項の規定に基づき審査請求人に対して審査会に諮問した旨を通知した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書により主張した内容は、次のとおり要約することができる。

居住等の用途に利用できる土地を探しており、本件処分1及び本件処分2によって公開された情報では目的を果たすことができない。

情報を適切に公開した方が空き家等の対策として有益である旨を審査請求書に記載したことにつき、実施機関1及び実施機関2は、弁明書において、条例第5条第2項の規定に言及しているが、公開された情報が第三者や不特定多数に提供又は拡散され

る可能性があるということは、社会通念や条例第5条第1項前段を踏まえると、論理的な飛躍を感じる。また、法令を踏まえると、放火、不法侵入等の現実的な危険が増加するとは考えづらい。

空き家の住居表示等の情報について、登記事項証明書により、不動産の所有者等の情報等が照会可能だとしても、そもそも登記事項証明書自体は何人でも請求し得るものであり、登記事項証明書から個人情報を取得すること自体は何ら問題なく、個人情報の取得元はあくまで登記事項証明書であることを踏まえると、今回の情報が個人情報を補完する性質のものであっても、公開することに大きな問題があるとは考えにくい。また、手続きや費用の負担を考えると、公開される情報が、実際に個人情報となる場合は極めて限定的である。

「所有者の本人の同意なく調査・取得した情報」、「所有者が「公益を理由に公開を強いられる合理的な理由」は見当たらない」とのことであるが、横須賀市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年横須賀市条例第42号）第6条による指導を適切に行っているとすると、所有者の意思はその際に確認できると推測でき、また、真に同意しないようであれば、横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）第21条により、利用停止の請求が行われるものと推測される。

また、公文書公開請求書に記載した「個人情報が不要」に極めて重大なそごがあるようだが、法人所有等の情報を公開してほしいということではなく、所有者等の情報は削除して構わないという意図である。所在地等に関しては、公開されなければ目的は達成できないため、「適切に情報を公開している」という考えには同意できない。

なお、弁明書の記載のとおり、所有者の意向は定かではないが、空き家等の所有者に不動産会社が連絡し、売買につながるということは通常起きており、結果的に空き家等対策につながっている。必ずしも情報の公開に短所がないわけではないが、情報を適切に公開し、土地等を必要な住民等が購入又は利用できるようにする方が空き家等対策として有益であると考えられる。

実施機関1及び実施機関2は、火災や犯罪、ごみの不法投棄などを誘発するリスクがある旨主張するが、そのようなリスクがある空き家については、特定空家等に指定されているか、指定され得るものと思われる。特定空家等については一定数が指定されていると思われ、「「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」18ページでは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定による命令を行った場合は公示しなければならないと記載されており、一定数の特定空家等の情報は既に公示されていると思われる。公示されている以上、秘密とはなっていないことから、少なくとも公示されている情報については公開することに何ら差支えがないのではないかと考えられる。

さらに、火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）第36条第1項についての記載があるが、同条例第89条の「当該防火対象物の消防用設備」がどの範囲までを指しているか定かではないが、同条例の趣旨からすると、空地の情報については、指導の結果、公開されているか、あるいは公開が予定されているものと推測されるため、情報公開請求により公開されたとしても問題は生じ得ないとする。

4 実施機関1及び実施機関2の説明の要旨

実施機関1及び実施機関2が作成した弁明書の内容、実施機関1及び実施機関2から聴取した内容は、次のとおり要約することができる。

(1) 部分公開とした理由について

ア 市で保有している空き家の住居表示等の情報について（実施機関1及び実施機関2による説明）

不動産の所有者が、自身の所有する不動産が空き家であることを行政に届け出る制度はなく、市が保有する空き家の住居表示等の情報は、別途、所有者の本人同意なく調査し、取得した情報である。

本件請求に対しては、条例第7条第1号及び第5号を理由に部分公開としたが、空き家の住居表示等の情報は、不動産登記情報など閲覧可能な情報と紐づけて特定の個人が識別され得る情報（条例第7条第1号）に当たり、当該住宅が空き家であるという不動産登記に含まれない情報について、所有者が公益を理由に公開を強いられる合理的な理由は見当たらない。

したがって、所有者本人の意向と関係なく空き家の住居表示情報等が公開されるのであれば、十分にプライバシーの侵害になり得ると考えることができ、審査請求人の知る権利よりもプライバシーの保護を優先せざるを得ない。

また、条例第5条第2項では、「公文書の写しを公衆（特定かつ多数の者を含む。）に対し、対価を得て提供してはならない。」と規定しており、無償で提供することを規制していない以上、本件請求に基づき公開した情報を第三者、あるいは不特定多数に提供又は拡散することに対する制限はない。

その結果、当該情報を基に審査請求人以外の者によって火災や犯罪、ごみの不法投棄などが誘発されるリスクを払拭することができないため、条例第7条第5号に規定する「人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保に著しい支障が生ずるおそれ」とともに、同第1号に規定する「公開することにより、個人の権利利益を害するおそれ」がある情報に該当すると判断した。

なお、空家等対策の推進に関する特別措置法第5条に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日付け

総務省・国土交通省告示第1号)」には、空き家等に関するデータベースの整備等の項目があり、空き家の所在地については、国の告示で明確に所有者等の了解なく市町村から漏えいすることを制限している。したがって、条例第7条第6号の「法令の定めるところにより、公開することができないとされている情報」に該当すると考える。

イ 横須賀市内の直近の雑草等の調査指導実施状況記録表について（実施機関2による説明）

当該記録表には、雑草が繁茂している空地の所在地、所有者、状況及び指導経過に関する情報が記録されている。

所有者に関する情報については、個人所有、法人所有又は所有者不明に大別され、このうち、所有者が個人である場合、当然のことながら、当該情報の公開により、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため、条例第7条第1号に該当すると判断し、非公開とした。なお、条例第7条第1号ただし書ウにおいて、実際に人の生命、身体、健康、生活又は財産が侵害される事態が発生したとき、又はかかる事態が現実には予想されるときにおいて、個人情報公開することの利益と公開しないことの利益とを比較考量した上、公開することの利益が勝る場合については、個人の承諾を得ず個人情報を公開することができる旨の規定がある。しかしながら、本規定は、緊急時等において人の生命、身体等を保護することを前提としており、また、緊急を要することから個人の承諾を得る時間もないような事態を想定しているものと考えられ、本件請求の内容には該当しないものと判断した。

所在地に関する情報については、個人所有の空地の所在地を公開した場合、不動産登記その他の情報との組合せにより、特定の個人が識別できる可能性がある情報として、条例第7条第1号に該当すると判断し、同じく非公開とした。（なお、法人所有及び所有者不明の空地については、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当しないこと、空地は外観上一見して空地と判断できること、また、条例第1条に規定する当該条例の目的を考慮し、本件処分2においては公開している。）。

また、空地の所在地に関する情報については、公開することにより、不法投棄による犯罪を誘発するおそれがあり、火災予防の観点からは、不法投棄された物件が可燃物の場合、放火、たばこの投捨てなどによる出火又は延焼拡大の危険性が危惧される。このことから、空地についても、条例第7条第5号に規定する「公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保に著しい支障が生ずるおそれのある情報」に該当するものと主張する。

(2) 審査請求の理由に対する意見について

ア 実施機関1の意見

審査請求人は、「居住等の用途に利用できる土地を探すため」公開請求を行っているが、審査請求人が土地を取得（あるいは賃借）するためには、空き家又は空地の場所が判明しただけでは足りず、当該不動産の所有者を特定し、譲渡（あるいは賃貸借）について交渉し、契約を行う必要が生じる。つまり、審査請求人は、公開された情報を基に所有者の特定を予定していることになり、本件請求が、条例第7条第1号に規定する特定の個人が識別され得る情報についての請求であることが明らかである。

イ 実施機関2の意見

審査請求人の「居住等の用途に利用できる土地を探しており、一部開示の情報では目的を達成できない。法令を踏まえると情報を適切に公開し、土地等を必要な住民等が購入又は利用できるようにする方が空き家対策として有益であると感じる。」との理由で情報を適切に公開すべきとの主張には同意できない。

そもそも、審査請求人は、公文書公開請求書の「公開請求に係る公文書の名称又は内容」中、「個人情報不要」として請求しているもので、前述のとおり横須賀市内の直近の雑草等の調査指導実施状況記録表については、条例第7条第1号に規定する特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報に該当する情報以外の法人所有又は所有者不明の空地の所在地等については公開しており、審査請求人の「目的が達成できない」との主張には合理的理由がないと考える。

横須賀市が保有する雑草等の調査指導実施状況記録表に記録されている空地の情報は、火災予防条例第36条第1項に規定する空地の所有者、管理者又は占有者に課している火災予防対策等を講じる義務に関して、適正な維持管理等履行を促すための指導上必要な情報として収集したものであり、不動産売買等に関する公開を前提としていないため、当然にして、不動産売買に関する所有者の意向については把握していない。

個人が所有する空地は、民間の資産であり、横須賀市の所有、管理等が及ばないものであり、関連する情報を横須賀市が保有しているとはいえ、個人所有者本人の同意がない当該情報は、個人の権利利益を害するおそれのある情報として、条例第7条第1号の規定により、公開できないと考える。

したがって、本件処分2においては、条例第7条第1号に規定する非公開情報が含まれていることから、当該情報以外の部分について公開としたものであり、審査請求人からの請求に対し、適切に情報を公開していると考えられる。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張並びに実施機関1及び実施機関2の説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 判断に当たっての前提

当審査会は、実施機関1による本件処分1及び実施機関2による本件処分2の妥当性を、あくまでも、条例に則して判断する責務を負うものであるから、審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張するような、本件対象文書を公開することによる空き家等対策に対する有益性についての判断は行わない。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関1が、空き家等対策の推進に関する特別措置法第11条の規定に基づき作成した空き家適正管理指導物件リスト及び空き家所有者・管理者向け相談会案内通知先リスト並びに実施機関2が、火災予防条例第36条の規定に基づく空地及び空き家の管理を行うために作成した空き家一覧表及び横須賀市の雑草等の調査指導実施状況記録表である。

(3) 非公開部分に係る判断について

実施機関1及び実施機関2は、本件対象文書に記録された空き家又は空地の所有者その他関係者（以下「所有者等」という。）個人の氏名、住所及び連絡先並びに空き家の所有者等に対してなされた行政指導等の内容並びに空き家又は空地の所在地（以下「本件非公開情報」という。）について、条例第7条第1号に該当し、また、特に、空き家又は空地の所在地については、同第5号にも該当する非公開情報である旨主張する。そこで、以下、本件非公開情報の条例第7条第1号又は第5号への該当性について、個別に検討を行うこととする。

ア 所有者等個人の氏名、住所及び連絡先について

条例第7条第1号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人が識別され得ないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨定めているところ、所有者等個人の氏名、住所及び連絡先については、一般に、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると解されるため、これを非公開とした実施機関1及び実施機関2の判断は妥当である。

イ 空き家の所有者等に対してなされた行政指導等の内容について

空き家の所有者等に対してなされた行政指導等の内容については、横須賀市空き家等の適正管理に関する条例第3条第1項各号のいずれかに該当する状態にある空き家に係る是正指導の経過、内容等が具体的に記載されたものであって、こ

れを公開することで、その内容から直接的に特定の個人が識別され、又は識別され得る場合には、条例第7条第1号に該当する非公開情報であると解される。

しかしながら、当審査会において、本件対象文書を検分したところ、空き家の所有者等に対してなされた行政指導等の内容には、その内容から直接的に特定の個人を識別することができないものも含まれることが確認された。

他方で、条例第7条第1号の規定は、反省文、相談記録、無記名の著作物等のように、特定の個人が識別され得ないものであっても、それを公開することにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報については、より一層適正に個人の権利利益の保護を図るために、補充的に非公開情報として取り扱う趣旨を含むものと解されるため、以下、この点について検討を行う。

一般に、行政指導の事実等を公表することは、相手方に対する社会的制裁として機能する面もあるなど、事実上の不利益性を有する場合が少なくない。このため、横須賀市行政手続条例（平成8年横須賀市条例第3号）第35条では、「公益を著しく害するおそれ」があるときに限り、当該行政指導の事実等の公表を認めているが、本件対象文書に記録された空き家の所有者等に対してなされた行政指導等の内容について、当該条例の規定に基づき公表された事実はないことが確認された。

また、横須賀市空き家等の適正管理に関する条例第6条の規定に基づきなされた指導について、当該条例中、公表することができる旨の規定も設けられていない。

このような状況において、本件対象文書に記録された空き家の所有者等に対してなされた行政指導等の内容を公開した場合、その内容から直接的に特定の個人が識別され得なくとも、空き家の所有者等の権利利益を不当に侵害するおそれがあると思料される。

以上を踏まえると、空き家の所有者等に対してなされた行政指導等の内容につき、条例第7条第1号に該当するとして、これを非公開とした実施機関1及び実施機関2の判断は妥当である。

ウ 空き家又は空地の所在地について

空き家又は空地の所在地については、何人でも取得可能である不動産登記簿謄本と照合することによって、当該空き家又は空地の所有者たる特定の個人を識別することが可能となることから、条例第7条第1号に該当する非公開情報と解される。

なお、本件対象文書に記録された空地の所有者には、国の機関や法人が含まれ、また、所有者が不明のものも含まれているが、これらについては、条例第7条第1号には該当しない。

しかしながら、空家等対策の推進に関する特別措置法第1条が、「適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていること」に言及していることや、全国の複数の地方公共団体において、犯罪や火災の発生及び廃棄物の投棄等を未然に防止し、市民生活の安全を図ることを目的として空地の管理に関する条例が制定されていることを踏まえると、空き家又は空地の存在が、防災・防犯上の危険をはらんだものであると考えることができる。したがって、空き家又は空地の所在地を公開することで、火災や犯罪、ごみの不法投棄等を誘発するリスクがある可能性を否定できず、条例第7条第5号に該当するとして、空き家又は空地の所在地を非公開とした実施機関1及び実施機関2の判断には合理性が認められる。

また、審査請求人は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定による命令を行った特定空家等の情報は一定数公示されていると思われ、当該情報については公開して差支えない旨主張する。このことについて、当審査会が調査したところ、本市において、過去に当該命令を行った事例はなく、したがって、公示されている特定空家等の情報もないことが確認されたため、審査請求人による本主張は採用することができない。

以上を踏まえると、本件対象文書に記録された空き家又は空地の所在地につき、条例第7条第1号及び第5号に該当するとして、これを非公開とした実施機関1及び実施機関2の判断は妥当である。

(4) その他

審査請求人並びに実施機関1及び実施機関2のその余の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、「1 審査会の結論」に記載のとおり判断する。

横須賀市情報公開審査会

委員長	三浦大介
委員	内藤悟
委員	板垣勝彦
委員	大友朋子
委員	駒田英隆

○ 審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
令和3年2月25日	・審査請求の提起
令和3年5月24日	・横須賀市長からの諮問（消防局総務課）
令和3年7月6日	・内部審議
令和3年9月13日	・実施機関からの口頭説明聴取
令和3年11月5日	・内部審議
令和3年12月14日	・内部審議
令和4年1月17日	・内部審議
令和4年2月21日	・内部審議
令和4年3月18日	・答申